

質 問 書 回 答 書

業務／工事名【令和6年度大熊町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その2）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回 答
1	入札説明書	16	カ 技術提案書(キ)	記載要領に関して、提案範囲を記載する必要がありますでしょうか。ご指示願います。	入札説明書の記載のとおりです。
2	入札説明書	16	カ 技術提案書(ク)	「装飾文字は使用しないこと。」とありますが、斜体、強調文字、書体、アンダーラインの使用ができないと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	書体（フォント）とアンダーラインのみ使用可能です。
3	工程表			テーマ4において、生産性の向上を求められております。生産性の指標として、除染と解体工事の全体工程表を公表して頂けないでしょうか。	工事工程に及ぼす条件や制約は、特記仕様書および現場説明書に記載のとおりです。
4	図面			除染と解体工事の発注図面を公表して頂けないでしょうか。	入札説明書別表1. 本入札手続に係る期間等の⑧の期限までに回答します。
5	特記仕様書	22		「解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ（令和6年1月26日）」の内容に関して特記仕様書に記載があります。その内容は、標準案として考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	貴見のとおりです。
6	特記仕様書	22		上記の内容が標準案とした場合、その内容に関して、技術提案の対象外となるのでしょうか。ご指示願います。	特記仕様書に記載した事項については、貴見のとおりです。
7	入札説明書	2	3. 工事概要(1) 工事実施形態 6)	「特別調査及び見積聴取結果に基づく、資材単価及び歩掛」を、ご指示願います。	福島地方環境事務所が定める資材単価については、環境省福島地方環境事務所6階閲覧コーナー（6階受付脇）及び福島地方環境事務所ホームページにおいて閲覧可能です。 https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html （福島地方環境事務所ホームページ＞「調達情報」＞「積算基準・資材単価等」＞「環境省福島地方環境事務所が定める資材単価」）
8	入札説明書	25	16. 落札者の決定方法(3)	本工事の調査基準価格の算定は、①、②および③のいずれでしょうか、ご教示願います。また、③の場合は別途ご指示願います。 ①「除染等工事」と建築工事（解体等撤去工事）の工事毎に費目別に係数を乗じて算出する調査基準価格を合算する方法。 費目とは、直接工事費、共通仮設費、現場管理費および一般管理費を示す。 ②「建築工事（解体等撤去工事）」は、「除染等工事」の本工事費内訳書一78頁に諸経費対象外項目として計上されています。そこで、この「除染等工事」の調査基準価格算定の内、「諸経費対象外項目」は、一般管理費と同じ係数を適用して計上する方法。 ③それ以外の方法。 なお、「予算決算及び会計令第85条の定めるところには、諸経費対象外項目について、取扱の記述がございません。」	予算決算及び会計令第85条の定めるところにより算定します。
9	入札説明書	25	16. 落札者の決定方法	解体工事の調査基準価格について、「営繕積算方式 活用マニュアル 参考資料」（国土交通省）の「（8）官庁営繕工事における調査基準価格の算定（令和4年4月1日より適用）」に基づき、建築工事の直接工事費および現場管理費の対象額は、以下の考え方でよろしいでしょうか。ご指示願います。 直接工事費対象額＝直接工事費－現場管理費相当額（直接工事費×0.1） 現場管理費対象額＝現場管理費＋現場管理費相当額（直接工事費×0.1）	予算決算及び会計令第85条の定めるところにより算定します。
10	入札説明書	25	16. 落札者の決定方法	「入札説明書 16. 落札者の決定方法」において、「予決令第85条の基準に定める契約担当官等の定める割合の算定」は、解体工事の諸経費対象外項目の「解体建物調査」の調査基準価格の場合、以下の合計額で算定するものと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。 ①直接測量費の額、②測量調査費の額、③諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	予算決算及び会計令第85条の定めるところにより算定します。
11	金抜き設計書【除染】	78	5号内訳書	諸経費対象外項目の「21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用」について、調査基準価格算定の割合を、ご指示願います。	予算決算及び会計令第85条の定めるところにより算定します。
12	現場説明書	1	4. 仮置場等に関する事項	「本工事の除去土壌等は、仮置場又は一次保管所（以下「仮置場等」という。）の使用を前提としている。」とありますが、仮置場は「特記仕様 別図1」工事位置図に示された「中央台仮置場」「熊川仮置場」の2カ所と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	入札説明書別表1. 本入札手続に係る期間等の⑧の期限までに回答します。
13	現場説明書	1	4. 仮置場等に関する事項	「中央台仮置場」「熊川仮置場」への受入開始時間、受入終了時間についてご指示願います。	入札説明書別表1. 本入札手続に係る期間等の⑧の期限までに回答します。
14	現場説明書	2	6. 施工時期、時間・施工に関する事項	「関係官公署その他関係する者から特に施工時間帯の制約を受け、それが他の施工現場の施工時間等で調整できない場合は、別途協議の上、設計変更の対象とする。」とありますが、現時点では施工時間帯について制限はないものと考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	入札説明書別表1. 本入札手続に係る期間等の⑧の期限までに回答します。

15	特記仕様書	24	(5)	「・・・同日中に廃棄物の発生状況を確認し、写真等により記録すること。」とありますが、「写真等」とは写真の静止画像のことでしょうか。または、動画を含むもののでしょうか。ご指示願います。	貴社の責任においてご判断ください。
16	入札説明書	13	7.(3).イ	配置予定技術者の施工経験について、全工期在籍していなかった場合は、工期の半分を満たした工事経験がわかる実施工程を提出すれば施工実績として認められますか。ご教示ください。	貴見のとおりです。
17	入札説明書 様式1~4		様式2	様式2 施工実績で、施工規模についてCORINSで規模、数量が確認できる場合は、設計図書等（特記仕様書又は図面及び数量表等）の写しは不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。
18	入札説明書 様式1~4		様式3-1	様式3-1配置予定技術者等（主任技術者等）の資格・工事経験で、施工規模についてCORINSで規模、数量が確認できる場合は、設計図書等（特記仕様書又は図面及び数量表等）の写しは不要と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。
19	入札心得		様式3-1 様式3-2	入札心得の委任状の右下に「担当者連絡先」を記載する枠欄がありますが、特定建設工事共同企業体で申請する場合には、構成員の委任状について代表者のみではなく構成員の「担当者連絡先」も必要でしょうか。ご教示ください。	JVを組むときの「委任状」については、委任者と受任者の担当者等連絡先を記入していただき、その他の様式については、代表者の担当者連絡先の記入をお願いします。
20	入札説明書	7	5(1)イ	「指定テーマ1」における「大型解体工事現場等において発生する動産や解体廃棄物等の適切な処理を実行するためのさらなる効果的な管理手法」として、仮置場（仮置場管理事業者による管理）に計測器等を設置することは可能でしょうか。またその場合、入札説明書P11.5(4)ウに記載のある「関係機関等と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のあるもの」に該当するのでしょうか。	仮置場の運用の変更が生じる等の恐れがある場合は技術提案として認められません。
21	特記仕様書	23	第2編11(3)	監督職員と協議のうえ選定する「大型解体現場等」について、公告時の想定数量（特記仕様書P10第2編1(1)解体対象建物等138件のうち何件か）についてご教示願います。	入札説明書別表1. 本入札手続に係る期間等の⑧の期限までに回答します。
22	現場説明書	6	20	「①大型解体現場等の出入口管理の厳格化において、解体現場に仮囲いを設置する場合については、別途協議の上、設計変更の対象とする。」と記載されていますが、解体現場の仮囲いの仕様等に関する技術提案をした場合は、設計変更の対象とならないという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	現場説明書	6	20	「①大型解体現場等の出入口管理の厳格化において、解体現場に仮囲いを設置する場合については、別途協議の上、設計変更の対象とする。」と記載されていますが、解体現場の仮囲いに計測設備等を追加する技術提案をした場合は、仮囲いの部分は設計変更の対象となるという認識でよろしいでしょうか。	別途協議の上設計変更の対象とするものに設備等を追加する等の技術提案は評価対象外です。
24	入札説明書	4	4(5)イ	主任技術者等の施工経験において、国が発注する公共工事（土木工事）の施工経験を求められておりますが、ここでいう「公共工事（土木工事）」には、除染等工事も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
25	入札説明書	6	4(7)	放射線管理責任者について、除染等工事共通仕様書（第12版）の中に、「放射線管理責任者は、他の除染等工事の放射線管理責任者と兼任可」とありますが、この工事にも適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、除染等工事共通仕様書や積算基準等、令和6年4月の改定版を適用することとし、設計図書修正の詳細は入札説明書別表1. 本入札手続に係る期間等の⑧の期限までに回答します。
26	入札説明書	8	5(1)イ	指定テーマ4の「施工」とは、除染工事と解体工事のどちらの工事を対象とされておりますでしょうか。	貴社の責任においてご判断ください。
27	入札説明書	16	7(3)カ(ウ)	「文字ポイントについては、10.5ポイントとし、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。」と記載されていますが、フォント書式の変更は問題なく、さらに、下線（アンダーライン）は、装飾文字に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	回答No.2を参照してください。
28	入札説明書 様式1~4		様式1~4	資料を作成・提出する際、様式の下段に記載されている、注1)注2)・・・や、※1※2・・・などは、削除可能でしょうか。	様式4のみ注意書きを削除可とします。
29	入札説明書 様式1~4		様式4	様式4の中で、(2)提案の内容【技術提案】【付帯技術】とありますが、それぞれを見出しにして、別々に記載する必要がありますでしょうか。あるいは、見出しにせず、どれが技術提案であり、どれが付帯技術であるかが分かるよう明記されていけばよいのでしょうか。	技術提案と付帯技術が明確にわかるように記載してあればいずれでも構いません。
30	入札説明書 特記仕様書	7 23	5(1)イ 第二編11(3)	入札説明書該当部分 指定テーマ1の本文中に「大型解体工事現場等」とありますが、これは、特記仕様書にある「大型解体現場等」と同義という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
31	入札説明書	7	5(1)イ	指定テーマ1において、廃棄物の盗難・持ち出しが発生していない、発生しないことが期待される効果と思われませんが、履行確認する際はあくまでも技術提案に記載した管理手法の内容の確認として捉えて宜しいでしょうか。廃棄物等が盗難・持ち出しが発生していないことの確認は困難と考えますがいかがでしょうか。	貴社の責任においてご判断ください。
32	入札説明書	7	5(1)イ	指定テーマ2において、「きめ細やかに線量分布等を把握するとともに、」と記載されていますが、除染等工事共通仕様書4-1-2 除染等の措置時の放射線量測定では測定頻度1点/1,000m ² となっています。これ以上の測定頻度については指示書により測定点増の設計変更と捉えて宜しいでしょうか。	技術提案の内容は設計変更の対象となりません。
33	入札説明書	7	5(1)イ	指定テーマ2の対象範囲は、森林が隣接する宅地及び農地で森林の高線量箇所が多く存在する箇所とはどのくらいの範囲、箇所数を想定しているのでしょうか。ご教示願います。すべての宅地及び農地では対象範囲が広すぎます。宅地未舗装38,760m ² 、水田171,800m ² 38,000m ² の数量があります。	特記仕様書別図1（工事実施位置図）や大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画・大熊町特定帰還居住区域復興再生計画等を踏まえ、貴社の責任においてご判断ください。
34	入札説明書	7	5(1)イ	指定テーマ3において、一般住民や他の事業の工事車両等が輻輳する地域事情の想定をご教示願います。どの地区にどれくらいの他事業の工事車両が通行するのでしょうか。除染工事は特定帰還居住区域に78%、解体工事は特定復興再生拠点に73%の工事量を占めています。	特記仕様書別図1（工事実施位置図）や大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画・大熊町特定帰還居住区域復興再生計画等を踏まえ、貴社の責任においてご判断ください。
35	入札説明書	8	5(1)イ	指定テーマ5において、「地域への貢献に関する提案」が求められておりますが、地域とはどの範囲を指し示すのでしょうか。ご教示願います。	貴社の責任においてご判断ください。

36	入札説明書	16	7(3)カ(ウ)	入札説明書では、「文字ポイントについては、10.5ポイントとし、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと」と記載されています。 (1)提案の着眼点、(2)提案の内容、(3)期待される効果と根拠、については、全て黒文字とし、装飾文字の使用が不可、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	回答No.2を参照してください。
37	入札説明書	16	7(3)カ(ウ)	入札説明書では、「写真・図表・ポンチ絵等については、技術提案に貼付しても良いが、指定範囲(指定した提出資料枚数)に含めるものとする。なお、文字等が認識できればその他の制約(文字色・装飾文字等)を設けない。」と記載されています。 黒文字以外でも可、という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
38	入札説明書	16	7(3)カ(ウ)	提出する技術提案書は、表題の文字サイズや行間を変更して行数を増やすことは可能でしょうか。ご教示願います。	文字サイズについては入札説明書のとおり。それ以外は回答No.39を参照してください。
39	入札説明書	16	7(3)カ(ウ)	提出する技術提案書は、枠の幅を上下に広げて行間隔を狭くするなど、行数を増やすことは可能でしょうか。ご教示願います。	提案内容が判断できる範囲で、文字数や行間及び余白については制限はありません。また、ファイルの綴しろや資料番号記載がなくなるような範囲としてください。
40	入札説明書	16	7(3)カ(ウ)	技術提案書に挿入する図表についても、評価対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	技術提案書記載様式内に記載される内容は評価の対象となります。
41	入札説明書	17	7(3)カ(オ)	「カタログ、他社の工法説明書等については、その製品、工法によって提案内容が担保できる理由を必ず記載すること。」とありますが、NETIS、特許、報文、メーカー試験成績、自社実績については提案内容が担保できる理由を記載しなくても有効でしょうか。ご教示願います。	入札説明書の記載のとおりです。
42	入札説明書	17	7(3)カ(オ)	参考資料は、様式の指定(余白、文字間隔、行間隔)やフォントの制約(文字サイズ、着色、太字、アンダーライン等)はなく、自由様式と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
43	入札説明書 様式1 様式2 様式3-1 様式3'-1 様式3-2 様式3-2別紙		注記	入札説明書様式4 技術提案書 注6 では「本様式の注意書きを削除してもよい」と記述がありますが、様式1、様式2、様式3-1、様式3'-1、様式3-2、様式3-2別紙においても同様に提出の際は削除してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	回答No.28を参照してください。
44	入札説明書 様式1 様式2 様式3-1 様式3'-1 様式3-2 様式3-2別紙 様式4		フッター	各様式についているフッターは削除してもよろしいでしょうか。ご教示願います。	フッターは削除しても構いませんが、現在のページ数/全体のページ数は必ず記載してください。
45	入札説明書	11	5(5)	施工体制確認のためのヒアリング出席者について、「確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術1名を含める」といった記載がありますが、JVで申請を行う場合、各社から1名ずつのヒアリング参加が必要でしょうか。それとも、代表者、構成員問わず企業体で1名という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	JVで申請を行う場合は代表者の配置予定技術者1名を含め3名以内でご出席ください。各社1名ずつ出席する必要はありません。
46	入札説明書 様式3-1		注記※11	「〇従事している工事において、主任(監理)技術者の変更をもって配置する場合」とありますが、担当技術者として現在配置されている者を配置変更により本工事の技術者として申請を行う場合は、受発注者双方が認めた書面(工事打合せ簿等)は添付しなくてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
47	入札説明書 様式3-1		注記※11	「〇従事している工事を工期内に完成させ配置する場合」について、従事工工期末が本工工期開始よりも後になっている場合で、実施工程を本工工期開始よりも早く完了させる場合のことと理解しておりますが、従事工工期末が本工工期開始日より前に完了する場合は重複しないものとして、書面の添付等必要ないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札説明書7.(3)イに記載のとおり、「申請時における他工事の状況」において判断します。提出期限までに工事が完了していない場合は書面の添付が必要です。
48	入札説明書 様式3-1		注記※12	CORINS未登録工事については書類添付となっておりますが、登録工事の場合CORINSの写しを添付する必要はないでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。
49	入札説明書	様式3-1	注記※11	配置予定技術者について本工事と重複する場合の対応措置の証明について 従事している工事を工期内に完成させ配置することの証明として、受発注双方が認めた書面(工事打合せ簿等)に代わり、変更の最終工程表又は発注者担当官の署名のある書類を提出することで証明とすることは可能でしょうか。	注記に記載のとおり、受発注双方が認めた書面を提出してください。